

申告受付を行います

◎申告に必要なもの

①所得が確認できるもの

□給与所得者、年金所得者

- ・源泉徴収票の原本（複数ある場合は全て）

□漁業、農業等の事業所得者

- ・簡易決算書又は収支内訳書
- ・収入及び経費が分かる帳簿及び水揚証明書、出荷証明書、領収書など
- ・預金通帳等

②所得控除が確認できるもの

□医療費控除

- ・領収書、支払証明書など
(受診者及び病院ごとに集計されていない場合は受付いたしません。必ず事前の集計をお願いします。)

□生命保険料控除、地震保険料控除

- ・控除証明書

□社会保険料控除

- ・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料等の領収書など支払額がわかるもの

□障害者控除

- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書（いきいき健康推進課で交付を受けてください。)

□住宅取得控除

- ・借入金年末残高証明書など

③印鑑

④預金通帳

(所得税を口座振替で納税する場合、銀行印も必要です)

⑤確定申告書 (税務署から送付されている場合)

帳簿がないと申告受付できません!

事業所得（農業・漁業等）のある方の申告受付には、収入・経費がまとめられた「帳簿」のほか、

「簡易決算書」、又は、「収支内訳書」が必要です。

平成26年1月から事業を営む全ての方に、収入や経費を帳簿に記帳することと、その保存が義務付けられました。

そのため、申告受付の際には、日々の売上げや経費が記帳された「帳簿」と、その内容をまとめた「簡易決算書」又は「収支内訳書」が必要です。

帳簿等の提出がない場合、

申告受付ができません。

必ず事前の作成をお願いします。

※「簡易決算書」には、様式の定めがありませんので任意の様式で構いません。ただし、1年分の収入及び経費（科目別）がまとめられている必要があります。



平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、**マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- ・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ・ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- ・通知カード
 - ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
- などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- ・運転免許証
 - ・公的医療保険の被保険者証
 - ・パスポート
 - ・身体障害者手帳
 - ・在留カード
- などのうちいずれか1つ※

※ 法定調査の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。〃